

第 6 回相良村議会 9 月定例会会議録

令和 6 年 9 月 1 8 日（水）開会

（第 3 号）

相 良 村 議 会

令和6年第6回相良村議会定例会（第3号）

令和6年9月18日
午前10時00分開会
於 会議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

総務文教常任委員長報告

認定第1号、議案第46号

産業福祉常任委員長報告

認定第2号から認定第6号、議案第45号、

議案第47号から議案第50号

（質疑・討論・採決）

日程第2 発委第1号 相良村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・討論・採決）

日程第3 発議第2号 川辺川ダム建設反対決議

（質疑・討論・採決）

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査申し出の件

（議会運営委員会・常任委員会・特別委員会）

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。（10名）

村 長 吉 松 啓 一 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
教 育 長 中 村 和 弘 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君

会計管理者	渋谷 美佐江 君	農林振興課長兼農会委員会事務局長	倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長	平 田 智 博 君	企画商工課長	佐 竹 淑 子 君

5. 本会議の書記

議会事務局長	和 田 耕 君
--------	---------

開会 午前 10 時 00 分

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員会審査の結果報告

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第1、去る10日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました認定第1号、令和5年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで及び議案第45号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第50号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号まで、常任委員会から、審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長長の報告を求めます。高岡総務文教常任委員長。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(高岡重盛君) 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長、報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を会議規則第76条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、認定第1号、令和5年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第46号、令和6年度相良村一般会計補正予算第3号の2件でございます。10日からの連合審査及び13日の常任委員会において慎重審議しました結果、認定第1号、令和5年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定については賛成多数で認定すべきものと決しました。なお、事業量が多く、職員に負担がかかり過ぎではないか、スピード感は大切だが年次計画を立てて進めるべきではないかとの意見がありました。議案第46号、令和6年度相良村一般会計補正予算第3号については必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますよう、よろしくお願いして、総務文教常任委員長長の報告を終わります。

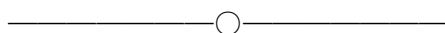
○議長(黒木正照君) 次に、中村産業福祉常任委員長。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長(中村重道君) 皆さん、おはようございます。産業福祉常任委員長、報告します。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果につきまして、会議規則第76条の規定により報告します。当委員会に付託されました案件は、認定第2号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和5年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和5年度相良村農業集落排

水特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 45 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 47 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 2 号、議案第 48 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 3 号、議案第 49 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号及び議案第 50 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号の 10 件でございます。10 日からの連合審査及び 13 日の常任委員会において慎重審議しました結果、認定第 2 号から認定第 6 号までの特別会計の決算については、委員全員賛成で認定すべきものと決しました。なお、簡易水道、農業集落排水ともに使用料の滞納が増加していることが課題ですが、簡易水道については滞納者と面談を行い、状況によっては給水停止を含め対応を検討していくとの答弁がありました。議案第 45 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険法の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 47 号から議案第 50 号の令和 6 年度特別会計の補正予算については、必要な予算として、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますよう、よろしくお願いして、産業福祉常任委員長の報告を終わります。

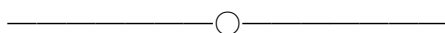
○議長(黒木正照君) 以上で委員長の報告を終わります。これから委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は起立によって行います。



○議長(黒木正照君) 初めに、認定第 1 号、令和 5 年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第 1 号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、認定第 1 号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、認定第 2 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第 2 号については、委員長の報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、認定第3号、令和5年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第3号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、認定第4号、令和5年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第4号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、認定第5号、令和5年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第5号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、認定第6号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第6号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○
○議長(黒木正照君) 次に、議案第 45 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 45 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 45 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(黒木正照君) 次に、議案第 46 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 46 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 46 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(黒木正照君) 次に、議案第 47 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 47 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 47 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(黒木正照君) 次に、議案第 48 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 48 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 48 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(黒木正照君) 次に、議案第 49 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 49 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 49 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(黒木正照君) 次に、議案第 50 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 50 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 50 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、発委第 1 号、相良村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。高岡重盛議会運営委員長。

{「はい、議長。」と、議会運営委員長。}

○議会運営委員長(高岡重盛君) 発委第 1 号、相良村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。令和 6 年第 4 回相良村議会定例会において相良村課設置条例の一部を改正する条例が可決されたことにより、企画商工課が新設されましたので、相良村議会委員会条例における各常任委員会の所管事項につきまして、企画商工課の所管のうち、企画情報に関する事項については総務文教常任委員会、商工観光に関することは産業福祉常任委員会の所管とし、また、産業振興課が農林振興課に改められましたので、所要の改正をするため、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定に基づき提出するものです。各議員におきましては、相良村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。終わります。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、一つだけ委員長にお尋ねします。執行部のほうの組織の変更がありましたんで、それに伴ってこの委員会条例を改正するというのはもうむしろ当然のことではありますが、この審議、委員会での審議の過程の中で、今現在、常任委員会は総務文教と産業福祉がありますけども、この 2 つの常任委員会を廃止して、そして全協、そして本会議での議論に、10 人の議員で一本化するような体制にしたかどうかというような意見は出なかったのでしょうかということ、この 1 点だけお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、高岡重盛議会運営委員長。

{「はい。」と、議会運営委員長。}

○議会運営委員長(高岡重盛君) はい、お答えいたします。その問題につきましては、皆さん議論はございましたので、提出させていただきました。

○4 番(徳田正臣君) 議論でなかったっということですね。

○議会運営委員長(高岡重盛君) いや

○4 番(徳田正臣君) そういった意見はなかったっということですね。

○議会運営委員長(高岡重盛君) はい、意見はございませんでした。はい。

○4 番(徳田正臣君) はい、以上です。

○議長(黒木正照君) はい。ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑な

しと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発委第1号、相良村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第1号については、原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。



日程第3 発議第2号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第3、発議第2号、川辺川ダム建設反対決議を議題とします。提案理由の説明を提出者に求めます。2番、坂田朋美議員。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

○2番(坂田朋美君) 皆さん、おはようございます。発議第2号、川辺川ダム建設反対決議案について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。川辺川ダム建設反対決議。本議会は川辺川ダム建設に反対する。以上、決議する。相良村議会。提案理由。前熊本県知事から、建設容認の同意を求められたにもかかわらず、ダム建設予定地の首長として、いまだに賛否の表明をしないのであれば、二元代表制である議会としての議決表明をすべきと考えました。流水型ダムの特徴である、普段はダム内に貯水しないで流水部分から放流しますが、時間の経過とともにダム内に土砂が堆積し、大雨で流木が流れ込んだりして流水部分を塞ぐと貯水型ダムに変貌する可能性がございます。ダム模型などで堆積防止策を工夫しても、巨大ダムのため、除去作業も追いつかないのではないかと不安に思っております。鹿児島市にある西之谷ダムを見学してまいりました。ダムの上流部に大量の土砂が堆積し、植生も変わっておりました。ほかの完成した流水型ダムの益田川ダム、最上小国川ダムでも、僅か数年で上流、下流、双方で生態系や景観が悪化し、降雨後の濁りも長期化し、鮎も激減してると聞いております。この事実からも、穴あきダムでも清流を守れないと思に至りました。最近と同じ場所で長時間雨が降り続くようになり、ダム上流部も例外ではございません。大量に降った雨がダム内に流れ込むと、最後には緊急放流になり、ダム下流部の四浦地区をはじめに短時間浸水し、命の危険性が増します。ダム建設前に、今すぐに行える堆積土砂の撤去、あるいは河道掘削と災害の発生元となった流域の森林保全作業を行うべきです。議員各位におかれましても、自分ごととして、清流を子々孫々に残すためにもご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、質疑。」と、8 番議員。}

○8 番(小善満子君) 8 番議員、提案者に質疑いたします。この提案された、私、内容じゃなくてね、この議会運営委員会が、議会運営委員会に関する申し合わせ事項ということで、これは議員さんで、全部で守るというようなことを、申合せ事項を皆さんに配布されております。これは、令和3年5月1日から令和7年4月30日までの決まり事でございます。これについては、相良村の議会運営委員会が定例会毎に、前もって、7日前に議会運営委員会と。これは大変、相良村議会に対しては重要な運営委員会でございます。それまでには必ず提出しなくてはいけない書類じゃなかったかなと考えておりますが、この議会運営委員会の事項につきまして、ちょっと読ませていただきますが。議会運営委員会の、議長の諮問に対する原則として定例会の7日前までに開催し、おおむね次の事項を協議し、その結果を議長に報告するものということで、議会運営委員会は重要な会議でございます。それまでに必ず提出してくれということの中に、8 番目に議員提出議案の取扱いということで書いてあります。だから、定例議会の7日前までに皆さんで、議会運営委員会で協議して、この議案についてはどうしようかというようなことを協議する場でございますが、それまでに、なぜ提出できなかったのか。それ以外に提出したということで、なんで今になったのか答弁してください。提案者に質問します。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) はい、お答えいたします。発議につきましては、定例会期間中であれば受け付けていただけるということを聞いておりますので、何ら問題なかったかと思えます。以上です。

○8 番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) ただいま答弁いただいたように、そういうような考えだから、今回ばかりじゃないんですよ。全然その議員としての資格がないと思います。見てください。申合せ事項はあなたも持ってますでしょ。こういうようなことで、必ずそういう決まりは守って欲しいと思います。だから規律が守られないと崩れてきますので。私は、なぜ今話したのかと。前から今毎回もこういうようなことをしょっちゅうされておりますので、今回は、私は、もうこういうことについては、はっきりと物事を言わなくていけないかなということで、一応、質疑させていただきました。以上です。

○議長(黒木正照君) ほかにご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、提案者に一つお尋ねいたします。先ほどの8 番議員の話は、それはもう別段といたしまして、今定例会で、このタイミングで川辺川ダム反対の決議案を出された趣旨というか、それはどういったことでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) はい、お答えいたします。60 年経っても本体着工がございません。これだけの大規模な公共構造物が相良村内に建設されるのであります。村長は、村外ではダム賛成で動かれ、20 年か 30 年かけても来るか来ないかの約束もできないダム賛成の見返りに 112 億円を自慢され、村内では、肝心な村民に対して誠意のある賛否の表明がない。村長の曖昧な姿勢が、村民ならず地域で不安視されております。昨日の徳田議員の一般質問でも、

{「ちょっと聞こえずらい、村長。」と、4 番議員。}

村長は、今後も賛否を言わないと断言されました。であるならば、二元代表制の民主制のもと、建設予定地の議会として明確に反対を表明するものであります。以上です。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○議長(黒木正照君) はい、静かにしてください。

○4 番(徳田正臣君) 議長、以上でよろしいです。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。8 番議員、もう、1 回されておりますので、

{「はい、あのですね。今あの」と、8 番議員。}

8 番議員、もう、1 回質疑されました。

{「質疑、いや、これ今されたからするんですよ。」と、8 番議員。}

いや、もう 2 回目です。

{「賛同者が、今のような提案者に質問する自体がおかしいんですよ。以上です。」と、8 番議員。}

{「はい、ちょっと・・・。」と、4 番議員。}

○議長(黒木正照君) 4 番議員、静かに・・・

{「・・・ご存じない方だから、・・・よく勉強していただいて・・・。」と、4 番議員。}

はい、ほかにご質疑ありませんか。

{「はい。」と、1 番議員。}

はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) 1 番、川邊です。質疑をいたします。提出理由の中に、前熊本県知事、蒲島知事だと思えますけれども、同意を求められているにもかかわらずとありますけれども、現木村知事におかれましては、多くの村民が村の未来を一緒に作る機会が最大の目的であり、対立や分断を煽ることはしないと述べられており、相良村に対しては賛否を求めないということで言われておりますが、この前知事と現知事につ

いて意見が違うわけですが、この前知事、蒲島知事の、同意を求めたい、求められたということを挙げられた理由。現知事は同意を求められてないんで、同意を求めないと言われていたんですが、前知事は求める。この前知事のご意見を取り入れられた理由をお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) はい、お答えいたします。前知事ですけれども、3 月末をもって任期終われるということで、現村長に対して建設の同意のほうを求められたと思います。新知事におかれましては、現村長のほうが賛否は明確にしないということの流れでもって言われたと思っておりますので。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい、すみません。私の質疑の仕方が悪かったと思います。前知事は同意を求めたいと言われております。現知事は同意は求めないと言われておられて、現知事の木村知事は求めない。現職でございます。その現職の知事の意見ではなく、前の知事の意見を採用されたのはなぜですかということをお尋ねしております。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) 前知事の同意を求めるという問いに対して、村長のほうが賛否を求めないということで、ちょっと答えになってないと思っております。以上です。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) 3 回目ですので最後なんですけれども、これは参考までにお尋ねしたいんですけれども、五木村としては容認するということでしたけれども、五木議会とのほうはどのような状況になっているか、分かればお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) はい、お答えいたします。五木村におきましては、現村長のほうが容認するということを申されておりました。議会側については、すみません、今のところ、どういった状況かは計りかねない状況でございます。以上です。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい、以上です。

○議長(黒木正照君) はい、ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

○7 番(高岡重盛君) これを、今回出されました提案に反対をさせていただきます。今

回の提案は、前熊本県知事の考えであります。これまで60年、今後も60年掛かるかもしれません。その中において、木村知事においては、相良村に早急の賛成反対等を求めておられないわけです。相良村として十分に検討され、判断をされることを望まれていると思います。今回の議会でのダム建設の賛否は村の決断の後、議員個人個人の判断でよろしいのではないのでしょうか。村長は村長の考えでよろしいのではないかと。そういうことで、今回は、村としての考えが先に進んでいくのが当然だと思います。議会がこの判断をするとは早急だと思います。これによってこの問題につきましては反対させていただきます。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 6番、西本です。賛成討論を行います。昨日の一般質問でも徳田議員が村長に川辺川ダム建設について質問なさいました。彼の質問の内容では、過去に3回、同じことで、ダム建設の賛否についてお尋ねになりましたけど、相変わらず賛否の表明なさいませんでした。さっきの質疑でも出ておりましたが、蒲島知事時代からのことでもあるし、徳田議員はその時代のことを含めたところで質問で提案されておるところで、昨日の質問でも4回目、通算4回目ですかね、ということで、村長はやはり明言されておらなかった。ここに提案理由が出てますので、なるほどと思って読んでたわけです。二元代表制であるから、議会もそのとおり意思決定するべきではないだろうかと今回の発議です。提出者におかれましても、提案理由だけでなく、その後も、そういういろんな理由を持ってこられて説明されているところでございます。それを聞いて、なるほどなと思っておりますし、どのように討論しようかということも思っておりました。そういうことで、村民の生命財産を守る上でもありますけど、今の穴あきダムができるとしてもいろいろな要因をはらんでおりますので、果たしてどうかなと思っておりますので、そういうことで今回の発議については、私は賛成です。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

{9番議員、挙手。}

{3番議員、挙手。}

はい、3番議員。

{「はい。」と、3番議員。}

9番議員が、9番議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵君) 9番、市岡です。反対討論をさせていただきます。川辺川ダム建設反対決議案について、村長としても未だ賛否の表明もされておられません。どうして今なのか。村長が表明していないから、二元代表制ということで議会がなぜ表明しな

くてはならないのか、私はこの決議案に対して表明いたしません。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

{「賛成ですね。」と、4 番議員。}

はい。

○4 番(徳田正臣君) この議案について賛成の立場で討論したいと思っております。今更言うまでもなく、私はこの川辺川ダム建設には反対でありますから。そもそもが、立地自治体は相良村なんです。相良村の意思が全く表明されてない。つまり代表者である村長が、まずは賛否を判断しなければいけない。それを回避されている。先ほど来、出ましたけども、前知事は村長にダム賛成を求められていましたけども、それに答えられていない。現知事は同意を求めずということで、これがまた異常。その県の姿勢の異常さをもうちょっと我々が考えるべきじゃないですか。本来ならばですよ、これだけの大規模な公共工事というのは、立地自治体、建設される自治体の住民の意思を無視した形で進めることはありえないです。何でも。その住民の代表というのが、まずは村長なんです。村長が表明をしないと明言した以上は、相良村の一つの意思として、正に二元代表をしっかり理解してるならば、村としての一つの意見として、議会が反対の意思を表明していくのが当たり前。ただ、議会というのは 10 人で構成しておりますので、1 人ではできない。だから議会という機関決議をするのがこの場でしょ。議論の意味がわかっていない人もいる。率直に申し上げて。そういう状況の中で、県は、これは村長が裏取引して、言わんでっちゃんよかぞと言われてるように思われてしまうのは仕方がない。県は、賛成の見返りとしての渡される保証もない土木事業を中心とした 112 億円の数字だけを踊らせてる。皆さん、職員の皆さんもご存じでしょう。一つの要望を、1,000 万もらうのでさえも、どれだけ苦労してきますか。普段は。それなのに 190 項目という、出すほうも出すほう、受けるほうも受けるほう、これナンセンスと言われるぐらいの項目に 112 億円を何十年掛かって払うか払わないか分からない。冷静に考えればそういうことなんです。112 億円というのは。その空手形的な満額回答をされるとは、率直言ってナンセンスです。このような、ダム建設に向けた見境のない国や県の姿勢では、今のままではこの村の民主政治が本当に壊れてしまうでしょ。この曖昧な状況の中で、村民はダムと重要な課題であるにもかかわらず、それなりに賛成の方、反対の方もいらっしゃいますけど、黙りこくって議論をしなくなってきた。元気がなくなってきたでしょ。これは相良村に限らず人吉球磨の地域が。誰のための、何のためのダムなのか分からなくなってきた。令和 2 年の豪雨災害から、災害復旧、被災者の支援をしなければいけないときにダムを造るぞと、いきなり言い出した。

{「・・・・・・・・。」と、村長。}

いや、いやいやこれは村長ご存じでしょうけど、

○議長(黒木正照君) 4 番議員、

○4 番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) 簡潔にお願いします。

○4 番(徳田正臣君) 今、反対、すみません、ダム反対ですから、賛成討論してる
ところですから、

○議長(黒木正照君) 4 番議員、発言は簡潔にお願いします。

○4 番(徳田正臣君) 簡潔じゃない。議論はしっかりさせなきゃ駄目なんですよ。議
長は議員だから・・・

{「・・・・・・・・」と、村長。}

○議長(黒木正照君) 村長、

○4 番(徳田正臣君) 議案の意味が村長分かってらっしゃらない。

{「・・・・・・・・。」と、村長。}

ここは賛成討論の場ですから、

{「・・・・・・・・」と、村長。}

○議長(黒木正照君) 静かにお願いします。

○4 番(徳田正臣君) ちょっとあれ不規則発言ですからね、議長、ご存じのとおり

○議長(黒木正照君) 4 番議員も

○4 番(徳田正臣君) はい、ですから、

○議長(黒木正照君) 質疑は簡潔にお願いします。

○4 番(徳田正臣君) はい、簡潔じゃない。これ議論ですから議論は1 時間掛かって
も2 時間掛かってもしなきゃいけないでしょ。

○議長(黒木正照君) 質疑です。

○4 番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) お願いいます。どうぞ、

{「討論、討論。」と、6 番議員。}

○4 番(徳田正臣君) 討論ですよ。質疑じゃありませんよ、議長。

○議長(黒木正照君) 質疑も討論も簡潔にお願いします。

○4 番(徳田正臣君) そろそろ終わりますから、

○議長(黒木正照君) はい、お願いします。

○4 番(徳田正臣君) 誰のための、もう1 回繰り返します、何のためのダムなのか分
からない。だから、私は議員としてダム反対を明確にして、村民の心をクリアにして、
村の民主政治を健全化させていきたいと。一議員として。議員の皆さん方も、本当は
ダム反対だ。俺はダム反対だとおっしゃってる方いらっしゃるでしょう。でも、誰が
議案を出したとかじゃなくて、あの議員が出したから反対するとか、俺は野党だから
与党だから反対ではなくて、この議案にして純粹にして議論する。最大の、我々議員

としての力が試される場面だと私は思っております。ですから、ダム反対なら本議案には賛成して欲しい。先ほど7番議員もおっしゃいましたが、村長の判断でいいと言われましたけど、村長が判断されてないわけですから。だから、議会としての機関意思の決議という場面なんです。私は、ですからこの議案には賛成でございます。以上。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

{3番議員、挙手。}

はい、3番議員。

○3番(永田博人君) 3番、永田です。今、いろいろと議論がされておりますが、反対の立場でこの議案に意見を述べさせていただきます。今、私たち議会は、このダムを造るべきか造らないべきか。ほかの町村はどうなのか、ほかの地域はどうなのかということで、研修に何回も行っております。今、賛成討論をされた方も、私も何回か、11回ばかり国土交通省あたりの説明を聞きましたけど、確か3回ぐらいしか出とんなれんような気がします。やはりしっかりみんなで勉強して、討論してですね。さっき発議された2番議員も言われたことも、その時にいろいろ質問する機会があったろうと思います。私、聞いた覚えがありません。今、私たちは一生懸命勉強しながらダムに反対なのか賛成なのか、今、勉強してるところでございますが、村長が言われましたように、これは県の意向に沿って村長も発言されましたので、私たちもそういったことを踏まえて考えていきたいなと思っております。ですからこの発議は、今のところ私は反対いたします。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 8番議員、反対の質問します。先ほど坂田提案者から、村長がダムに反対する、賛成するという表明がされていないので、二元代表制である議会が反対と賛成とかいうようなことをしなくてはいけないというようなことがございましたが、二元代表制であるから、そのことについて、ダムについて賛成とか反対とか表明する必要は何にもありません。私はこのことについて、現時点では反対ということで。以上です。

○議長(黒木正照君) 賛成者の発言はありませんでしたので、次に、反対者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第2号、川辺川ダム建設反対決議を採決します。この採決は起立によって行います。発議第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立少数です。したがって、発議第 2 号は否決されました。



日程第 4 議員派遣の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 4、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。



日程第 5 閉会中の継続調査申出の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 5、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会及び川辺川ダム治水対策特別委員会の各委員長から、委員会において、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第 74 条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。令和 6 年第 6 回相良村議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。



閉会 午前 10 時 50 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員